横浜市鶴見スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱

制定　平成 27 年２月 16 日　鶴地振第 1582 号（区長決裁）
最近改正　令和５年４月１日　鶴地振第 1542 号（区長決裁）

（趣旨）
第１条 この要綱は、横浜市スポーツ施設条例（平成10年３月 横浜市条例第18号。以下「条例」という。）第１条に規定する横浜市鶴見スポーツセンターの指定候補者（指定管理者の候補者をいう。以下同じ。）の選定（以下「選定」という。）を適正に実施するための手続等を定める。
２ 選定は、公平性及び透明性を確保して実施しなければならない。

（選定）
第２条 選定は、応募の期間を定めた公募により実施する。
２ 前項の公募を行った結果、応募の期間内に応募者がなかった場合、又は資格を満たす応募者がなかった場合には、公募要項等の再検討を実施した上で再公募を行うものとする。
３ 前項の再公募によっても応募者がなかった場合、又は資格を満たす応募者がなかった場合には、区長は非公募により選定を行うことができる。
４ 区長は、条例第４条第７項に規定する横浜市鶴見スポーツセンター指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の意見を尊重して選定を行わなければならない。
５ 前項の選定を行った結果、別に定める最低制限基準を満たす応募者がなかった場合には、再公募を行うものとする。
６ 前項の再公募によっても最低制限基準を満たす応募者がなかった場合には、区長は非公募により選定を行うことができる。
７ 最低制限基準を満たす応募者が複数あった場合には、区長は、委員会の意見を尊重して、次点候補者（指定候補者を指定管理者として指定できない事情がある場合において、当該指定できない候補者に代わって指定候補者となるべき者をいう。以下同じ。）の決定を行わなければならない。

（選定基準）
第３条　選定は、別に定める選定基準に基づき実施する。
２ 選定基準は、条例に定められた施設の設置目的を最も効果的に達成することができるよう定める。
３ 区長は、前項の選定基準については、委員会の意見を尊重して定めなければならない。

（申請書等）
第４条 指定管理者の指定を受けようとする者は、あらかじめ区長が定める期日までに、横浜市スポーツ施設条例施行規則第５条（平成 20 年３月 横浜市規則第 35 号）及び別に公募要項に定める提出書類を、区長に提出しなければならない。
２ 区長は、必要に応じて、前項の規定により提出を受けた書類の一部又は全部を委員会に提

供する。

（選定の公表及び報告）
第５条 区長は、選定（次点候補者の決定を含む。）をしたときは、速やかに当該結果を応募団体に通知するとともに、その結果を公表する。
２ 区長は、前項の選定に係る指定管理者の指定について議会の議決を受けるために、にぎわいスポーツ文化局長へ選定結果を報告する。

（指定管理者の指定に係る手続）
第６条 区長は、指定管理者の指定に係る議案が議会において議決されたときは、速やかに指定候補者に対して指定の通知を行うとともに、条例第５条の規定に基づき、公告を行うものとする。
２ 指定管理者に指定された者と区長は、指定管理業務に関する協定を締結する。

附　則
（施行期日）
この要綱は、平成 27 年２月 16 日から施行する。

附　則
（施行期日）
１　この要綱は、令和５年４月１日 から施行する。